

平成28年度第7回 教育委員会会議 会議録

- 1 日 時 平成28年8月9日（火） 13：15～16：07
- 2 場 所 3号館8階教育委員会室
- 3 出席者 <教育委員会>
雪村教育長 森本委員 梶木委員 福田委員
<事務局>
林教育次長 岡田スポーツ担当局長 稜野総務部長
川田指導部長 日下社会教育部長 後藤教育施策推進担当部長
- 4 欠席者 伊東委員 大塚委員
- 5 傍聴者 1名
- 6 会議内容

（雪村教育長）

それでは、ただいまより、教育委員会会議を始めます。

本日は、議案4件及び報告事項8件です。このうち教第18号議案及び教第19号議案については、教育委員会会議規則第10条第1項第2号により職員の人事に関する事。教第21号議案、報告事項2、報告事項4及び報告事項8については、同項第6号により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適切な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものとして、非公開としたいと思いますが御賛同いただけますでしょうか。

（4名の賛成により、非公開案件を決定）

（雪村教育長）

それでは、教第20号議案、神戸市指定文化財の指定について神戸市文化財保護審議会に諮問する件について、文化財課より説明をお願いします。

教第20号議案 神戸市指定文化財の指定について神戸市文化財保護審議会に諮問する件について

（千種文化財課長）

教第20号議案、神戸市指定文化財の指定について神戸市文化財保護審議会に諮問する件について、説明します。

審議会は8月16日に開催を予定しています。

今回諮問する文化財は、彫刻、工芸品、歴史資料、考古資料各1点で、計4点です。表

の上から2件については、昨年度の市立博物館での「須磨と歴史の文化展」で出品されていたものです。

神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例第59条の規定によって、教育委員会が指定文化財に指定する際にあらかじめ文化財保護審議会に諮問することが必要となります。

3ページの地図に今回諮問する案件について、現在の所在地を赤丸、あるいは青丸で出土品の出土場所を示しています。

1点目は木造十二面観音坐像です。須磨区の板宿駅から少し北にある禅昌寺の本尊です。保存状態が極めて良好で、宝冠や装身具、持物などもほぼ制作当初のものを伝えており、中世の金工技術の高さをうかがわせているものです。

続いて6ページ、同じく禅昌寺に伝来する開山・月庵宗光が愛用していたとされるけさです。禅宗特有の形状をした絹製のけさで、染織史の上でも価値が非常に高く、重要な資料です。月庵宗光禅師に関する資料として、特に禅文化の広がりを知る上で、非常に貴重な資料です。

続いて8ページ、神戸市立博物館に1点、それから神戸市立中央図書館に2点所蔵する外国人居留地計画図です。この図面は、イギリス人の土木技師のハートが作成した居留地の設計図です。今日の国際港湾都市神戸の成り立ちを物語る貴重な資料です。9ページに、博物館が所蔵する1点の写真を載せています。

続いて10ページですが、西区の白水遺跡から出土、発見された梵鐘鑄造遺構の出土品の概要です。11ページ上段には白水遺跡の場所を示しています。下段では、少し詳しく地図を載せていますが、白水遺跡のすぐ北に宇延命寺という地名がありますが、お寺などは確認されていません。今回諮問するのは、12ページ真ん中の写真にあります梵鐘鑄造遺構とって、直径約1.5メートルの穴の中に、65センチの台座状のものがあります。この上に、鑄型、つり鐘の外型の鑄型にあった内型があり、ここでつり鐘を鑄込んだということがわかるものです。鑄造した後は、鑄型を外して、外型は左下の写真にあるような形でばらばらになって出ています。右手の写真は復元された溶解炉で、銅を溶かしたるつぼと送風管です。当時のつり鐘のつくり方がよくわかる貴重な例です。

13ページにあるように、以上の4点を加えると合計230点になります。

以上、指定文化財の候補について保護審議会に諮問する件について説明しました。今後、保護審議会の先生方の詳細な調査を経て答申をいただく予定です。御審議をお願いします。

(雪村教育長)

保護審議会への諮問について、御質問、御意見等いかがでしょうか。

(梶木委員)

外国人居留地の地図が3枚入っていますけれども、これは前からあるものを今回指定するということですか。

(千種文化財課長)

以前から、この3点があることはわかっておりましたが、今まで指定されていませんでした。また3枚を同時に調査されていませんでしたので、開港150年ということもありますので、この機会に3点合わせて調査した上で指定したいと考えています。

(梶木委員)

西端のパブリックガーデンというのは、今でいうとどこですか。

(千種文化財課長)

この西端のパブリックガーデンは、ちょっと写真が見にくいですが、この緑色の部分がパブリックガーデンです。東端にあった生田川堤防跡を利用したレクリエーショングラウンドというのが今の東遊園地です。ですからパブリックガーデンは、今の丸から南のほうへ行ったところになります。

(梶木委員)

今は何か建物は建っているのですね。

(千種文化財課長)

既に建っています。

(森本委員)

神戸市の指定文化財は、これからもだんだんふえていく傾向ですか。それとも大体、指定は済んでいるのですか。

(千種文化財課長)

まだまだといいますか、これから調査をした上で今後もふやしていきたいと考えています。

(森本委員)

ふやしていこうとしているのですか。

(千種文化財課長)

はい。

(森本委員)

たくさんふえてくると、何か難しい問題が起こることはないですか。

(千種文化財課長)

個人で所有されているものについては、修理の際には補助の対象になります。なるべく所有者に負担がかからないような形で、修理するといったことは可能になっています。

(森本委員)

指定をすると、神戸市や公的機関が補助をする。指定がなかったら、残念ながら個人でお願いしますということですか。

(千種文化財課長)

そうです。

(森本委員)

以前にも仏像を見学に行かせてもらいましたけれども、ああいった機会は非常によかったです。紙の上だけでは少しわかりにくいですが、実際に見せていただくとよくわかるので、禅昌寺も、それから白水遺跡も、そういう機会をまたつくっていただければと思います。

それから禅昌寺の観音像の説明に「金工技術の高さ」と書いてありますけれども、いつの時代ですか。実際つくられたのは室町よりもっと古いんですか。

(千種文化財課長)

14世紀の室町時代です。

(森本委員)

「金工技術の高さ」というのは、具体的には何を指していますか。

(千種文化財課長)

本体は木造ですが、頭の上のかんむり、手に持っているもの、そういったものは金属でつくられています。特に手で持っているつぼのようなものの中に、持物を持っています。

(森本委員)

それは彫金等で形を整えているとか、溶かす技術とか、そういうことですか。

(千種文化財課長)

そうです。接合する技術、彫金の技術といったことです。

(森本委員)

彫金の技術ですね。この技術は日本の技術ですか、それとも中国の技術ですか。

(千種文化財課長)

恐らく、日本の技術です。

(森本委員)

もうこの時代には日本の技術になっていたということですか。

(千種文化財課長)

はい。

(雪村教育長)

その他、特によろしいですか。それでは議案ですので、神戸市文化財保護審議会に諮問するということで、よろしいですか。

(4名の賛成により可決)

(雪村教育長)

ありがとうございます。

そうしたら、続いて報告事項3、指定管理者制度導入施設の次期指定管理者選定及び管理運営に関する点検評価についてお願いします。

報告事項3 指定管理者制度導入施設の次期指定管理者選定及び管理運営に関する点検評価について

(仲田教育企画担当課長)

指定管理者制度を導入している施設について、平成29年度からの次期指定管理者の選定と、平成27年度の管理運営に関する点検評価について、説明します。

まず1番が次期指定管理者選定についてです。平成29年4月1日から指定管理業務を行う事業者の選定を行うもので、(1)対象施設及び現指定管理者の表ですが、今回対象となる施設は、神戸市立婦人会館、風見鶏の館・ラインの館、東灘図書館など地域図書館4

館で、合計7施設となっています。表の右側の列に応募事業者として、7月上旬に各施設で現地説明会を開催した際に参加された事業者の数を記載しています。

2ページには、説明会に参加されました事業者について、具体的に記載していますので、後ほどごらんいただければと思います。

(2) 選定のスケジュールですが、8月12日から19日の間で、提案書類の受付を行い、9月2日の指定管理者選定評価委員会において、事業者からの提案のヒアリングを行います。採点結果を踏まえて、9月29日に指定管理者候補となる事業者を決定する予定としています。その後、11月市会で承認を得て、指定管理者を正式に決定しますが、事前に教育委員会会議において議案としてお諮りしますので、よろしくお願ひします。

続いて、平成27年度の指定管理者制度導入施設の管理運営に対する評価について説明します。評価委員会は7月26日に開催しました。評価結果については、(2) 評価結果のとおりです。今回、19施設がAA、3施設がAとなっています。

資料の3ページ、4ページには、指定期間や、前年度の評価結果等を記載した資料を添付していますので、またごらんいただければと思います。

こちらの評価結果については、行財政局で全市分を取りまとめて、9月中旬ごろにホームページで公開する予定となっています。

以上、指定管理者関連の報告を終わらせていただきます。

(雪村教育長)

この件について、いかがでしょうか。

全体スケジュールのところですがけれども、事業者決定の9月29日木曜日に教育委員会会議が予定されていますか。

(仲田教育企画担当課長)

これは指定管理者の選定評価委員会の日程ですので、また別途お諮りします。

(雪村教育長)

資料の書き方の問題だけど、選定委員会は決定権があるのか、それとも諮問して教育委員会に決定権があるのかどちらですか。

(仲田教育企画担当課長)

「候補者の決定」とすべきでした。済みません。

(雪村教育長)

あくまで最終決定は教育委員会会議と考えたらいいんですね。

(仲田教育企画担当課長)

最終的には市会の承認を得ますけれども、そうです。

(雪村教育長)

資料の記載方法をまた考えてください。

(梶木委員)

指定管理者の評価ですけれども、これだけの検証を1日で同じ評価委員の方がされたんですか。

(仲田教育企画担当課長)

そうです。選定評価委員会では、ポイントとなる平成27年度の取り組みと、事業者の提案概要について照らし合わせたり、利用者からのアンケート等をもとに作成した事務局の評価案を審議いただいています。

(梶木委員)

全市的に見るとAとAAが半々ぐらいと、別の指定管理の件で聞きましたけれども、教育委員会のAAの割合が多いのは、本当にすごくいいですね。評価が甘かったりはしないですね。

(仲田教育企画担当課長)

それはないと思っています。

(梶木委員)

わかりました。

(森本委員)

図書館によく行きますけれども、東灘図書館、北図書館、新長田図書館に行ったことがあります。AAとAの違いは何ですか。東灘図書館はだんじりのコーナーがあって、中は広々としていて、非常に快適だったのでこれはいいと思いました。AA評価の北図書館のほうが、どちらか言えば階段のところはややこしくて、閲覧室も少なく、立地が悪いのではないですか。地理的に見ても、もう少し工夫があってもいいと思います。東灘図書館がAで北図書館がAAというのはどういう理由ですか。

(仲田教育企画担当課長)

まず、東灘図書館については、事業者から「こういう取り組みができます」という提案

が幾つかあります。当然、各図書館についても提案いただいています。ただ、東灘図書館については、提案がなかなか実現できていないというところで、Aの評価となっています。

あと、新長田図書館については、去年はAAの評価だったのですが、貸し出し冊数や満足度が少し昨年より落ちていて、Aの評価となっています。

(森本委員)

そういう違いですか。

読み聞かせのコーナーが東灘図書館にありますけれども、そういうイベントでなく一般に、本を借りて帰る人たちにとっては余り関係ないですね。イベントの実施率だとか、余りわからないですけれども、評価はそういうことですか。

(仲田教育企画担当課長)

そうです。

(森本委員)

はい、わかりました。

自然の家の利用率はどんな感じですか。各小学校、中学校に使ってくださいますということがあると思います。学校のほうはなかなか使わないケースも聞いていますけれども、利用率はどうですか。

すぐに答えが出なかったらまたの機会でもいいです。AAということは、いい評価ですね。

(仲田教育企画担当課長)

はい。

(岡田スポーツ担当局長)

具体のデータは持ち合わせていませんけれども、利用者数は前年に比べて伸びています。ただ煙突工事をした関係で6月から7月にかけて1カ月ばかり閉めました。閉めていた期間を差し引くと利用者数はふえております。

それから、このマックアースという指定管理者は26年度からで、最初はやはり新しい指定管理者だったものですから、多少トラブルがあったんですけども、平成27年度は2年目ということで、使われている皆さん方からの苦情はほとんどなくなりましたし、いい方向に向かっていると思います。

(仲田教育企画担当課長)

稼働率の数字をまとめられていないですが、利用者数の実績については、先ほど報告も

ありましたが、前年比で3.8%の増、利用件数については12.6%の増となっています。

(森本委員)

ありがとうございました。

(梶木委員)

青少年科学館は提案されたことができなかったということがありましたけれども、評価が上がっていて大丈夫ですか。

(日下社会教育部長)

最初から、この時期は改修するということを見込んでいましたので。

(梶木委員)

においが残っていてとかというのがありましたね。

(日下社会教育部長)

4月になってからですね。

(梶木委員)

4月だから今年度の評価に入りますね。

(日下社会教育部長)

工事の関係になりますので、指定管理者が悪いかどうかというと、少し微妙なところです。

(雪村教育長)

工事の施工者は神戸市ですね。

(日下社会教育部長)

はい。管理者が直接施工しているわけではないです。

(雪村教育長)

ほか、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

(雪村教育長)

それでは、次期指定管理者の選定に向けて手続を進めてください。

続いて、報告事項5 第1回神戸市いじめ問題審議委員会概要について、指導課よりお願いします。

報告事項5 第1回神戸市いじめ問題審議委員会概要について

報告事項6 第1回神戸市いじめ問題対策連絡協議会概要について

(里指導課首席指導主事)

報告事項5 第1回神戸市いじめ問題審議委員会報告と、報告事項6 第1回神戸市いじめ問題対策連絡協議会の2つについてまとめて報告をさせていただきます。

資料6 ページに、2つの委員会の比較表を載せています。神戸市いじめ問題審議委員会は、いじめ防止対策推進法第14条3項に基づき、教育委員会の附属機関として設置しています。神戸市の「いじめ防止のための基本方針」に基づく有効な対策を審議すること、第三者機関としていじめ問題の解決を図ること、さらに重大事態発生時に調査する役割を担っております。

一方、神戸市いじめ問題対策連絡協議会については、いじめ防止に関する機関や団体の連携を図ること、また専門的見地や市民の立場からのいじめ対策についての意見を聴取することを目的として開催しています。

審議委員会、連絡協議会とも、本年度第1回目の会合でした。新委員の委嘱もありましたので、どちらも趣旨や本市の「いじめ防止のための基本的な方針」及び取り組み、さらに昨年度のいじめ発生状況などについて、事務局より説明しました。

審議委員会での発言について、いただいた意見をまとめると、地域を巻き込んで社会総がかりで取り組んでいる今の進め方、また子供たちの自発的な活動を推進しているということについては、一定の評価をいただいたと思っています。

一方で、積極的な認知が、学校や教員の子供たちにかかわる姿勢にプラスに働くようにということ、また学校の努力を広く発信していく工夫などが必要ではないかという意見を頂戴しています。

対策連絡協議会では保護者委員も参加いただいて、子供たちの携帯・スマホの所有率の高まりとともに保護者の悩みや不安が高くなっていること、また保護者対象の研修の必要性などについて意見を頂戴しています。また学校代表の委員も出席をしていますので、いじめ認知のあり方が変わっても、児童生徒の学校生活の充実や、寄り添って解決していく姿勢を大切にしているという点については、何も変更はないという意見をいただいています。2つの会からいただいた意見を参考に、今後のいじめ問題の取り組みと学校の取り組みの発信について、事務局で考えていきたいと思っています。

(雪村教育長)

報告事項5、報告事項6について、いかがでしょうか。

(森本委員)

先日、いきいき生徒会会議の全体会に参加させていただきました。生徒会会議では班活動をしており、1つの班は8つから9つの中学校からなっていて、それが9班編成になっています。

班活動の中で、いろいろな会議をされていますが、ほとんどの議題がいじめの話です。それ以外には、生徒会活動として一般生徒と地域との関係はどうかとか、学校との摩擦のこともあります。話し合っている内容は、ほぼいじめのことです。

近年、パフォーマンスが過ぎて同じような言い方で同じような笑いを誘うような発表が多かったけれども、去年とことしでも随分違います。プレゼンの能力が高まっていて、会議の持ち方に対する考え方が大分変わってきています。いじめについて、すごくいい意見が出てきています。

皆さんが挨拶運動をするけれども、それがどうしていじめ対策につながっていくかということを中心に子供たちが説明していました。挨拶をすると学校が明るくなるという単純なことではなくて、日ごろ声をかけてなかった子供たちも声をかけるようになったなどです。身近なことからのいじめ対策につながる取り組みをたくさんやっていますけれども、そういうことはこの会議の中に余り出て来ないです。出てくるのは、報告事項5でも、委員からの発言で、子供たちの活動のビデオを見て、それから地域との活動などです。けれども、子供たちが生徒会活動の中でやっている内容についても、もっと取り組んでいけなれないと思います。大人のほうの文科省の数字がどうだとか、経緯がどうだとか、発生件数がどうだとか、そういった行政施策としてのことはわかるけれども、実際にいじめをなくしていくのは子供です。行政施策をいくら打っても、いじめがなくなるわけではないですから、子供たちがどんな方法をとって、生徒会役員が何を考えてやっているかということを集約しないといけません。保護者の物の言い方がどうであったとか、先生がどうだったかとかいうよりも、実際にいじめをしているのは子供たちです。先生と保護者がいじめをやっているのではない、「子供が子供を」なんです、当事者は子供です。

余りにこういったことが進んでくると、子供のことでなくて、解決する施策の話ばかり出てくるだけで、たくさんえらい先生方が並んでも同じです。だから、生徒会会議なんかは唯一、全市横断的にやっていますので、いじめ宣言をやっているところもあるし、子供たちが授業をやっているところもあります。その中から拾い上げて何かをすればいい。生徒会役員が授業をやっている、意見の対立があった場合に、優劣ではなくてフォロワーがいるとか、そんなことがいっぱい出ていました。いじめが減ったらいいですけども、そういった実際の子供たちの活動をこの会議に吸い上げない限り、回を重ねていっても、その辺りの視点が少し抜けているのではないかなと思います。自分も事務局にいましたか

らよくわかりますけれども、生徒会会議には中等教育係の方が来られています。ところが、実際にいじめを扱っているのは生徒指導係だと思います。今、情報がクロスしていないので、子供たちが何の話し合いをしているのかということ、きっとこの施策を行っている事務局の人は誰も知らないですよね。生徒会会議は年に1度しかできませんので、あそこをもっと活用するといいと思います。いじめの実際のことについて、これはいじめかどうか、子供たちは寸劇にすると見事にやります。境界線を言い切ります。何かそういうことも少し生かされたらいいと思います。

生徒会会議に行って、やっと今朝ホームページ用のコメントを書きました。僕らが思っている以上に、彼らは論理的です。進化しています。大人がいろいろな話し合いをするようなことと同じようなレベルで話しています。論点もずれていません。子供を信用されて、そこから何か政策として上げられたらまた一歩進むのではないかというふうに思いました。

(里指導課首席指導主事)

この報告資料には上げていませんが、本市のいじめの取り組みの紹介の中で、森本先生から指摘があった内容について、数は多くはないですけれども、子供たちが授業をやっている場面の映像や、子供たちが自分たちでいじめの認知を広げて、これはいじめでしょうか、どうでしょうかということを考えるための映像を自分たちでつくって取り組んでいる様子を紹介しています。もっと今後広げていきたいと思います。

(梶木委員)

身なりが少しきれいじゃないとか、お風呂に入っていないとか、子供の貧困問題からいじめに発展していくことがあるかと思います。そういうことは、子供たちで話し合って解決できることもあれば、大人が随分介入しないといけないこともありますけれども、そういったことにはどういう対策ができますか。親がきちんと見ていないということもありますので、親のせいだと言ってしまっただけではいけないと思います。

きっと、根が深いだけにそのあたりでいじめを受けてしまうと難しいと思います。それは減らないような気もしています。

(里指導課首席指導主事)

報告事項の8のところ、実際の事例がありますので、御報告をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(梶木委員)

こういう会議でそういう話は出ないですか、ネットのいじめ等は想定しやすいですが、子供の貧困が原因でいじめが起こっているケースは昔からあって根深いと思いますけれど

も、なかなかクローズアップされることはなかったのかなと思います。

(里指導課首席指導主事)

そうですね。クローズアップされているところと、データでお示ししやすい部分について報告を上げているものが多いです。ですので論点がそちらのほうにいつているということはあると思います。

(梶木委員)

その子のせいではないのにといいところがあるので、協議会であれば、教育の分野だけでは解決できないところについて、「連携する方法をどうしよう」というような話し合いができたらいいいと思った次第です。

(雪村教育長)

貧困の解消みたいな形で、スクールソーシャルワーカーがいじめに絡もうが絡むまいが、フォローをして、関係部署につなぐといったことですね。その辺りはどうでしょうか。

(川田指導部長)

スクールソーシャルワーカーとも話をいろいろとする中で、虐待であるとか、ネグレクトに関して、学校以上にワーカーは敏感に感じていますので、そういうところについて学校との相談がもっとできたらという意見をもらっています。

小学校の場合は、担任の先生が、服装のことや体のおいを察知して、シャワーを浴びさせたりするケースもあります。保護者とうまい関係であればいいんですけども、そういうことを拒まれる保護者であれば関係がこじれるということもあります。小学校の場合は先生方が積極的にいじめに発展しないように動いています。中学生は自分で自分のことをできる能力がありますので、その辺はもう自身の力でやっているのではないかと思います。余り中学校でそういったことは聞かないです。小学校のほうが多いです。

教育長が言われたように、スクールソーシャルワーカーも物すごく気にしながら学校に入っています。

(雪村教育長)

報告事項5、6についてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

(雪村教育長)

続いて、指導課から報告事項7、第1回神戸市体罰を許さない学校づくり検討委員会概

要について、お願いします。

報告事項 7 第 1 回神戸市体罰を許さない学校づくり検討委員会概要について

(里指導課首席指導主事)

7月12日火曜日に、第1回体罰を許さない学校づくり検討委員会を開催しています。昨年度、第2回検討委員会の報告の際に、福田委員、森本委員から検討会の方向性や、今後の見通しについて質問・意見を頂戴しましたので、今年度会議を開催するに当たって、山崎委員長と事前に協議しました。まず、その点について報告します。

山崎委員長からは、最近の動向を見ると、報道等で体罰に関するものが少なくなっており、関心の低下が懸念されるという意見を頂戴しています。山崎先生が大学で指導される中で、学生にアンケートをとると、以前の大阪で自殺につながった件の直後は「体罰はよくない」とほぼ全員が回答していたけれども、昨年度同じようなアンケートをとったところ、学生の中には体罰容認の回答が確認されるようになったことを気にしておられました。意識が揺れ動いている中で、今後も検討委員会を開催しながら流れを注視して、見通しを考えていく必要があるのではないかという意見を頂戴しています。

そこで、今年度は過去の事故報告の内容を整理しながら、今後の対応方策を協議する形で進めていくということで、第1回を開催しています。

本年度第1回委員会でしたので、本委員会の趣旨や、体罰根絶に向けた取り組み、また本市の状況について説明しました。委員の方々からいただいた意見として、学校代表の委員からは、「児童生徒理解を基本としている」、「叱ると怒るの違いを意識している」、「教えるから導くへの発想の転換」、「子供の人権意識を高める」といったことの必要性などが意見として出されています。学識経験者の委員の方からは、新たな課題として発達障害のある子供への対応について意見が出されています。保護者委員からは、先生がしっかりと理念を持って指導に当たっていただくことと、それを保護者に説明できることを大切にしてほしいという意見や、体罰はもちろんいけないことだが、親の指導にも疑問を感じているとか、子供の育ちを視野に入れて、将来どういう大人に育ててほしいのか、教育へとどう結びつけていくのかということを検討いただきたいという意見を頂戴しています。

(雪村教育長)

体罰を許さない学校づくり検討委員会について、いかがでしょうか。

(森本委員)

どなたが発言されたかわかりませんが、中学校の「教えるからコーチングする、導くという発想の転換が必要」というのはちょっとわかりにくいですが、どういうことで

すか。

(里指導課首席指導主事)

昨年度親和女子大学の加藤先生から、体罰防止に向けた取り組みの一環として、コーチングについて教員向けの講習会を開いていただきました。教師が一方的に指導をするのではなくて、子供たちを信じて、その力を伸ばしてやるようなコーチング理論をもって指導していく必要があるのではないかという内容で講演をいただきましたので、その趣旨に沿って「コーチングする、導くというほうへ発想の転換が必要である」という意見をいただいたと思っています。

(森本委員)

事務局もこれからそんなふうに考えていくわけですか。

(里指導課首席指導主事)

考えていきたいと思っています。ただ、「コーチングする、導く」というだけでは難しい部分もありますので、指導する部分についてはしっかりと指導をしていくということです。

(森本委員)

コーチングという新しい考え方はそれでいいと思いますけれども、僕が心配しているのは、「指導の重点」とか、いろいろなところでそういう言葉が入っていればいいんです。それから、教えるとか育てるとかいうところから出発するので、教えるということではなくてコーチングという、概念も違うような言い方をするのは教育委員会ではどうなのかと感じました。

この方が「教えるからもうコーチングに変えていきましょう」と個人的に言われるのは、一つの考え方なのでいいと思います。ただ、そんなふうに方向を転換するというのであれば、随分と話が違います。メタ認知のこともわかりますし、それから教員の思いもわかりますけれども、言葉というのは勝手にいってしまうので慎重にならないといけない。コーチングというのは物の考え方の一つです。

(梶木委員)

体罰というものの定義を、まだまだ教員に周知していく必要があると思います。まだ暴力行為でなければいいみたいな認識があるのかなと思います。きょうのほかの議案にもありましたけれども、「これは体罰に至っていない」と自分で思ってしまえば、報告が上がらない。「これぐらいならいいだろう」、「体罰はもっとぼこぼこにする」といったような認識ですね。それはかなり暴力だと思えますけれども、そのあたりが隔々まで周知徹底できて

いないのかなと思います。いろいろと検討会議やっていただいて、研修の方向性等を出していただいていますけれども、やはり根絶に向けては教員の意識かなと思います。

(里指導課首席指導主事)

研修会も開いていますし、研修の資料等も配布しています。各学校でも取り組んでいただいていますけれども。

(梶木委員)

「どこまでか」ということを、やはり共通認識できちんと引かないといけないと思います。

(林教育次長)

平成25年に文科省が体罰調査をやりましたけれども、あのときに定義は出ています。具体例も出ていましたけれども、我々が体罰ではないと思っていたようなことが体罰であったり、体罰だと思っていたことが体罰じゃないというような内容がありました。あれをもう一回徹底しないといけないですね。

(梶木委員)

毎年、若い先生が入ってこられますから。

(里指導課首席指導主事)

きのう、きょうと午前中に初任者研修を生徒指導係で担当していて、その中でも体罰はだめだという指導や、どういう指導が体罰につながっていくのかということ、それからあすも8年目の教員研修がありますけれども、その中でもそういった話に触れていますので、今後さらに進めていきたいと思います。

(梶木委員)

よろしくをお願いします。

(原指導推進担当課長)

また、定義はわかっているけど、かっとなつてやってしまったとか、百も承知だけどなぜやってしまったのかという話が往々にしてあると思います。そういう中で、これまでの取り組みとしてアンガーマネジメント研修も行っていますので、そういうものについても、校内研修などを進めていく必要があると考えています。

(里指導課首席指導主事)

今回の検討委員会でも学識経験者の委員の方から、発達障害のある子供への対応について意見が出されていて、これまで教師が対面をしたことがないような場面がふえてきているということもあり、そういった対応の仕方についても、今年度資料を作成しているところですので、さらに活用できたらと思っています。

(雪村教育長)

報告事項7について、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

(雪村教育長)

続いて報告事項1、平成28年7月文教子ども委員会の報告について、総務課よりお願いします。

報告事項1 平成28年7月文教子ども委員会の報告について

(豊永総務課長)

7月8日に開催された文教子ども委員会の議事録です。今回は事業概要の説明聴取ということで開かれています。その中で質問が3問出ていますが、1つ目が学校跡地の活用についてということで、自由民主党の守屋委員。これについては旧平野小、湊山小、荒田小の跡地に関して、地域の声を聞いて活用を検討していると言っているけれども、本当にそうなっているのか疑問だという質問でした。

それから、がん教育についてということで、公明党の北川委員。がんに関する教育指導の手引きができたのですが、それをもとにどのように進めているのかという質問がありました。

それから、新社会党の小林委員から、学校におけるエレベーター設置の進捗状況の質問がありました。

中身については、既にお配りしておりますので、読んでいただいていると思います。何か疑問等がありましたら、お願いいたします。

(森本委員)

この跡地の利用のことは、教育委員会が主体なのでしょうか。

(豊永総務課長)

学校の跡地ということなので、統廃合までの間、地域とお話するのは教育委員会がせざるを得ないのではないかと思います。その中で、跡地利用について当然質問がしま

す。それに関して、基本的にお答えをしていますが、地域からはさまざまな要望があります。例えば地域福祉センターであったり、あるいは児童館であったり、さまざまな施設の要望があり、それについては所管課に意見照会をしています。周辺の状況も含めて、なかなかその要望に全て応えることができないという中で、学校の跡地利用を全市的な観点で検討を進めるべきだという話が出ていて、そのあたりの体制を庁内で調整しているという状況です。

(森本委員)

その土地の利用のことなので、教育委員会だけではなく神戸市全体の話ですよ。窓口としては教育委員会になることがあるということですか。

(豊永総務課長)

統合までの間は、窓口としてやらざるを得ないですけども、その後までずっと教育委員会がやらなければいけないのかということについては、全庁的にもきちんと窓口を設けるべきじゃないかという意見があって、今は調整をしているところです。

(森本委員)

要望されているところは、それで納得はされているのですか。

(豊永総務課長)

いえ、今までいろいろと意見を言っていたけれども、それが実現しないとおっしゃっています。例えば、この中でも市営住宅という話が出てきて、今までにあった意見はどうなっているのですかという意見はいただいています。

(森本委員)

「聞いていませんよ」ということですね。

(豊永総務課長)

はい。それについては、丁寧に説明していくしかありません。

もちろん、所管部局は市営住宅であれば住宅都市局になりますし、それから区役所ですとか、そのあたりと連携しながらやっていくということです。議員からも、「教育委員会が悪いんじゃないけれども」ということは言っていますけれども。

(梶木委員)

そういう意味では、4つ統合したら1つの敷地を使うけれども、あと3つは余るので、どこに残すかという話のときから、きちんと方向性が見えた話をしておくほうがいいでし

ようね。なくなってからどうするのかという話になると、ちょっとどうでしょうか。不安だと思います。そもそもコミュニティーが崩壊するのではないかということとか、自分たちの避難所がなくなるのではないかとか、そういう不安を抱かれるところに、どうなるかわからないけれども、とりあえず統合しようかみたいな話になってしまったところがあるのかなと思います。

ここで言うことじゃないかもしれないですけども、全市的にこれからニュータウンなんかで統合を検討され始めようとするならば、やはり10年先にどうなるのかという見通しを持って、まちを動かしていかないといけないと思います。

(豊永総務課長)

そうですね。財政部局からは統合のための財源捻出で、当然土地は売っていくという宿題も出ますし、一方でそれぞれの部局でここにこういう施設が欲しいという話も出てきます。例えば市営住宅が要るとかですね。それで教育委員会だけで調整し切れる問題ではないというのは事実です。

(梶木委員)

昨日、神戸祇園小学校に行ってきましたけれども、建築の方たちの審査があって、すごく評判よかったです。真ん中の自由通路とか、地域の方に開放されていることとか、「すごくよく調整されたんですね」と言われていたので、ほかでも調整できるといいですね。

(雪村教育長)

この文教こども委員会の日は午後から実地視察が入っていました。どこへ行ったかを説明してください。

(豊永総務課長)

葺合高校の国際交流棟が完成したということで視察に行きました。葺合高校全体の中も視察していただきました。

(雪村教育長)

葺合高校では、その次の週に4大陸サミットが行われましたので、2週続けてきていただいた議員もおられます。

(豊永総務課長)

非常にきれいな施設で、すぐ隣に小・中学校がありますので、施設があいているときには、小・中学校が使ってもいいのではないかという議員の意見もいただきました。

(雪村教育長)

報告事項1については、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

(雪村教育長)

そうしたら、引き続き主要行事予定について、総務課より説明してください。

その他の報告事項 主要行事予定

(豊永総務課長)

7月12日以降の主要行事については、記載のとおりとなっています。

(森本委員)

8月4日初任研の宿泊研修視察には行っていません。済みません。

(豊永総務課長)

修正します。

今後の主要行事予定ですが、8月18日木曜日はK O B E 教育フォーラムということで、1日中行っています。8月28日月曜日は小学校長会との教育懇談会となっています。あと、委員会会議日程ですが、8月23日火曜日13時15分から定例会を開催します。主要行事については以上です。

(雪村教育長)

つけ加えや確認はよろしいですか。

(「はい」の声あり)

(雪村教育長)

そのほか教育委員の皆さんから委員会会議で取り上げるべき項目について、意見はありませんでしょうか。

また後日でも結構ですので、何かございましたら事務局までお伝えいただきたいと思えます。

それでは、非公開案件に入ります。

傍聴者の方は、退席をお願いいたします。

(傍聴者退席)

(雪村教育長)

続いて報告事項4、「学校と警察の相互連絡制度に係る協定書」の締結に向けた取組経過についてをお願いします。

報告事項4 「学校と警察の相互連絡制度に係る協定書」の締結に向けた取組経過について

(里指導課首席指導主事)

制度の概略については、昨年度3月25日の教育委員会会議で報告しました。その後、4月18日、6月7日と、個人情報保護審議会で2度にわたる審議を経て、6月7日付で「妥当である」との答申を受けています。

前回の報告で指摘をいただいた点、また個人情報保護審議会で指摘をいただいた点、さらに校長会等との協議を経て、円滑な運用に必要であると思われる点について、若干修正をしていますので、修正点を含めて、今後の予定を中心に説明します。

資料に個人情報保護審議会で「妥当」と答申を受けたものを添付しています。協定の概要については、大きく変わるところはありません。ただ、個人情報保護審議会で基本的な考え方として、3つのポイントについて指摘を受けています。

その内容ですが、1つ目が情報提供事案についての判断基準、また提供責任者や対象となる児童生徒の表現に曖昧さが残るので、改善を要することという点が1つ目です。2つ目としては、「児童生徒保護の制度である」ということを明確にすること。3つ目としては、提供する情報の正確性を担保することという指摘をいただきました。

また、事前に小学校長会、中学校長会の本部役員、中学校の生徒指導対策委員会、小学校の健全育成委員校長会と実際の運用場面をイメージしながら協議を進めてきました。現場の連絡責任者である校長の立場から、情報提供を行う際の判断についての不安の声をいただきましたので、6つの点を変更しています。

まず4ページの第3条(1)のところ「連携機関」について、対象校に神戸市立工業高等専門学校を追加しています。工業高等専門学校とは、校長、事務長、生徒指導部長と協議して了解をいただいています。

続いて5ページ、第5条(1)ウ・エ「情報提供を行う事案」について、「対象となる」を追加して、「対象となる児童生徒」と明確に示しています。

続いて9ページ、ガイドライン(2)「情報提供の要件」イ「校長が合理的に判断した場合」として「合理的」という文言を追加しています。

その下、「情報提供の判断は、事案に応じた対応が求められるため、教育委員会事務局(指導課生徒指導係)と協議をすること」と修正しています。

続いて13ページ上から3行目、(4)「教育委員会事務局への報告」のところに「情報提供を行う際には、学校から警察への情報提供を行う前に指導課生徒指導係に事前協議等を行うこと」と追加しました。

続いては16ページ一番上、(2)「制度の運用状況」について、「教育委員会会議への定期的な報告を行うこととする」という文言を追加しています。

修正点については以上です。

校長会等での説明については、高等学校、特別支援学校、工業高等専門学校では既に終了しています。小学校、中学校については、9月の全市校長会で最終説明を予定しています。

制度の運用開始は、県警との協議で10月1日とすることで内諾をいただいていますので、9月中旬には協定を締結したいと思っています。協定締結後、保護者への広報を行う予定で準備を進めています。

(雪村教育長)

協定書についていかがでしょうか。

(森本委員)

20ページの「保護者の皆様へ」というのは広報の案ですね。これをもって保護者に周知するということですが、学校で説明の会を持ったりはしないですか。

(里指導課首席指導主事)

現在のところ予定していません。

(森本委員)

学校から保護者にこの紙を配るということですか。

(里指導課首席指導主事)

その予定です。

(森本委員)

周知の仕方としては、各学校が例えば学校評議員に言ったり、PTAの総会や運営委員会で言ったりするなどの方法ですね。

事前に説明があって、「事務局からですよ」と配る、あるいは学校で「お知らせです」と配るということですね。

質問は、問い合わせ先の教育委員会が全て受けますということですね。

(里指導課首席指導主事)

はい、そうです。

(森本委員)

これがいつごろになるかというのは決まっていますか。

(里指導課首席指導主事)

協定締結を9月中旬に考えていますので、その後です。

(森本委員)

2学期の途中ぐらいですね。

(里指導課首席指導主事)

はい。時期を合わせて配付したいと考えております。

(森本委員)

配布の時期にスクール・ミーティングはありましたか。もしあるなら、スクール・ミーティングに行って、「こんなんいただいたんだけど、詳しく教えてもらえませんか」という質問もあり得ますね。警察との連携協定というと、保護者の方も少しどつきりするかもしれないですね。

(里指導課首席指導主事)

わかりました。スクール・ミーティングの日程を確認させていただきます。

(雪村教育長)

他の政令指定都市では神戸市を除く19市ほとんどで締結していましたね。

(里指導課首席指導主事)

大阪、堺、神戸を除いて、政令指定都市は全てやっています。

(雪村教育長)

大阪、堺の動きはどうですか。

(里指導課首席指導主事)

大阪は協定締結に向けて準備をしているそうです。堺については、情報を得られていません。

(雪村教育長)

その他の17市は大体内容は一緒でしたか。

(里指導課首席指導主事)

内容はほぼ同じですが、制約の厳しさや情報提供の処理の仕方に違いはあります。

(雪村教育長)

神戸は問題が多くて、神戸だけが特にやっていると言うとびっくりするので、そう思われないように、そういった他都市の動きも保護者の広報にわかりやすく入れたほうがいいですね。ちょっと表現は考えてもらわないといけないけれど、「他都市でもほとんどの都市はこういった文書を締結していて」という内容を入れたほうがいい。

(梶木委員)

これがいきなり来ると、すごい監視社会になってしまうような、そんな印象を保護者が持つんじゃないかと思います。

(雪村教育長)

よく理解しておいてもらわないと、想定しない動きが出てくるかもしれないですね。

(里指導課首席指導主事)

そういう意味もあって、「児童生徒の保護を目的としているんだ」と、もっと明確にするよう指摘いただいたと思っています。

(梶木委員)

この協定で実際に動くときに、ここでいう警察というのは、具体的にはどこのことですか。

(里指導課首席指導主事)

所轄の警察署です。中央区だったら葺合警察署であるとか生田警察署です。

(梶木委員)

そこで情報はとまりますか。県警全部へ行きますか。

(里指導課首席指導主事)

情報は県警に全部上がっていきます。

(梶木委員)

所轄署から全県に上がっていくのですね。ということは、県警は各区の情報を全部知っていることになりますね。

(里指導課首席指導主事)

各学校から教育委員会にも全て事前協議で上がってきますので、同じように県警と教育委員会とが情報共有していることになります。

(森本委員)

学校のところに「警察官立寄り所」の看板をかけるだけでも時間を要しましたけれども、かなり時代が変わりましたね。今はどこにでもありますね。

(福田委員)

少し確認ですけれども、13ページ(4)「教育委員会事務局への報告」というところで、「情報提供を行う際には、学校から警察への情報提供を行う前に指導課生徒指導係に事前協議等を行う。警察に情報提供した後、校長が特に必要があると認める場合には、写しを指導係に報告する」と書いています。これはジャッジメントを校長の判断に委ねているわけですね。事前協議をしているのに、その結果をリターンする場合もあれば、ない場合もあると読めます。事前協議するという事は、もう承諾したことになるわけですから、こちらの責任もあるわけですよ。連絡がある場合とない場合があるというふうに「OR」にしたら、手抜かりが起こるかもわからないんじゃないかと思いました。だからこれは必須にしないといけないと思います。

(里指導課首席指導主事)

事前協議をしているわけですので、警察に情報提供した後、「校長が特に必要があると認める場合は」という、この文言が要らないだろうということですね。

(福田委員)

そうです。さらに、その写しをもらわないといけない。「あれはどうなったのか。」と聞かれて、「いや、あれは校長の判断です」というわけにはいかないのではないかなと思います。

(里指導課首席指導主事)

ありがとうございます。

(福田委員)

事前協議をしていなかったら、学校の責任ですと受け取れるけれども、事前協議するということはもう結果については共同責任ですよ。

(原指導推進担当課長)

「事前協議をすること」という文言は、当初ありませんでしたので、文言を追加する際の修正ミスです。

(雪村教育長)

この部分は警察との協定書にかかわる部分じゃないから、修正可能ですね。

(里指導課首席指導主事)

はい。

(雪村教育長)

ほかに気がつかれることはありませんか。

(梶木委員)

これで現場の先生は忙しくなりますか。

(岡田スポーツ担当局長)

少なくとも、これによって負担軽減にはならないですね。

(雪村教育長)

関連する質問として、動いてみないとわからないと思うけれども、今までの経験から言って協定に係るものとして年間何件ぐらい想定していますか。

(里指導課首席指導主事)

年間の想定数を確認しようと試みましたが、想定は難しいです。

(雪村教育長)

毎月、指導課生徒指導係で問題行動報告で把握しているでしょう。あれが全て警察等に関係するものとは思えないけれども、どうですか。

(里指導課首席指導主事)

問題行動報告のうちで数件は必要があるかと思います。

ただ、全てが新規に毎月上がってきているわけではなく、継続している事案の状況の変化についても、毎月の報告に上がってきています。

(原指導推進担当課長)

実際に、学校現場で制度を理解していただくこと自体についても、最初は時間がかかると思いますけれども、この制度の趣旨が子供の保護なり、立ち直りというものを指すものであって、「保護者との連携の中で」、「保護者と面会して理解を得ながら」というような文言も入れています。そういった意味ではそれを「警察の力と協働しながら」というようなことで、学校現場にとっても、これが子供たちのためになるものだと考えて進めていきたいと思います。

(福田委員)

警察も仕事がふえるんですね。

だから、他の件で報道されているような警察の情報が流れていないとか、そういうことのないように、協定を結ばれる際には、「どうぞ、そのあたりについて、お互いに協力してよろしくをお願いします」とはっきり言われておいたほうがいいと思います。

(雪村教育長)

警察はその辺の仕事の責任もふえますね。

(梶木委員)

聞いていなかったという話があり得ますね。

(雪村教育長)

問題行動報告の中で私が注視しているのは、学校内での対教師暴力ですが、中には警察に通報したというのがあるけれども、恐らくそれは全てが警察沙汰にはならないでしょう。反対に学校外で、例えば万引きや恐喝を繰り返しているといった問題行動報告はしっかりつかんでいましたか。

(里指導課首席指導主事)

学校がつかんでいるものについては全部上がってきています。

(雪村教育長)

学校でつかめないものは、警察から情報提供があることはあっても、恐らく警察に情報提供はできないでしょう。ということは、問題行動報告の中から選んで情報提供するものとしれないものができると考えたらいいですか。それとも、あの枠外で何か出てくるものは

ありますか。

(里指導課首席指導主事)

枠外では想定できないと思います。報告が上がっている中で、繰り返し継続されていて、学校の指導だけでは改善が非常に難しいものについて、警察の協力を得るという意味で情報が提供されることは考えられます。

(雪村教育長)

では、どれを報告するかというジャッジの仕事はふえるけれども、そんなに仕事が膨大にふえるという感じじゃないですか。

(里指導課首席指導主事)

恐らく校外型の非行が中心になると思います。サポートセンターと連携しているケースが多くあります。それを正式に所轄署に情報提供するという流れになると考えています。

(雪村教育長)

わかりました。その他、特によろしいですか。

(「はい」の声あり)

(雪村教育長)

では協定書の締結に向けて、最後の詰めですけれども、よろしくお願いします。

そうしたら、教第21号議案、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の件についてお願いします。

教第21号議案 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の件

(豊永総務課長)

平成27年度報告書をごらんください。1ページのとおり、趣旨として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育委員会は毎年その権限に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表することが規定をされています。

この報告書は、この地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づいて、平成27年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況を点検、評価した結果を報告するものです。

具体的な中身ですが、2ページから、平成27年度の教育委員会の活動状況ということで、

まず教育委員会の皆様の名簿を記載しています。

それから、3ページが委員会会議の開催状況で、24回開催して、議案98件、139件の協議・報告を審議しました。具体の議案、協議・報告の内容については別表をつけていますので、またごらんください。

4ページからは教育委員会会議以外の活動状況ということで、(1) スクール・ミーティングの実施、(2) 学校園行事等への参加状況ということで、①入学式・入園式、5ページに参りまして②卒業式・卒園式、③運動会・音楽会等、④懇談会・意見交換会、6ページですが⑤研修、それから⑥記念式典となっています。それから、7ページが⑦辞令交付式・表彰式、⑧その他の各種行事、視察等ということで、それが8ページまで続いています。

9ページは(3) その他の活動ということで、①総合教育会議、②市長との意見交換会、③都市間の協議会等、それから、④重要案件に関する勉強会ということで、教科用図書の事前勉強会を入れています。それから、10ページが⑤教員採用試験、教頭・校園長選考の面接になっています。

それから、11ページは委員会活動の情報発信ということで、ホームページでの情報発信について記載しています。特に4段落目、「さらに」というところで、平成27年度から、教育委員の学校現場への訪問や教育委員会会議の様子等について各委員の所見とともにホームページに掲載することとし、教育委員会の活動内容の広報に努めているとして、新規に取り組んだ項目を入れています。

それから、(2) 教育委員会だよりが12ページまで続いています。

13ページからは当初予算のうち主な事業ということで、教育委員会の実施している事業を掲げています。

それが16ページまで続いて、17ページから点検・評価の項目になっています。

1 (1) 点検・評価の項目ですが、振興基本計画の年次計画である平成27年度の目標及び行動計画における20の重点事業を点検・評価の項目としています。

(2) 評価の構成ですが、資料1、重点事業評価シートとあわせてごらんください。

この資料1の1ページ、重点事業1 一人一人に応じたきめ細やかな指導の充実というところで、20の事業がずらっとこれ以降並んでいます。構成としては、基本的な考え方(方針)を記載をしていて、その下が主な事業の進捗状況となっています。

重点事業評価シートの2ページに参りまして、主な事業の成果指標として数値的なものを記載しています。ちなみに状況が改善されなかったものについて網かけをしています。

4ページの中ほどが主な成果に関する分析等となっています。

それから5ページ、今後の方向性ですけれども、この項目については新たに追加しています。もともとは分析と方向性として一緒に書いていたんですが、昨年度の教育委員会会議でも今後の方向性をきちんと明確にしたほうが良いという指摘もあり、今後の方向性という形で書き出して記載しています。

重点事業2以降、20まで記載していますが、事前にお配りしていますので説明は割愛させていただきます。

また、報告書17ページに戻っていただいて、2番目の学識経験を有する者の知見の活用ということで、点検・評価委員会による意見や指摘を報告書に記載するとともに、今後の方向性を検討する際に活用するとしています。

最後18ページですが、3評価委員会の開催ということで、7月14日と7月22日の2日間にかけて評価委員会を開催しました。

教第21号議案についての説明は以上です。審議をお願いします。

(雪村教育長)

教育振興基本計画の点検・評価についていかがでしょうか。

(梶木委員)

すごく読みやすくなったと思います。先ほどおっしゃった「今後の方向性」に読んでいて楽しくなることが書いてあると思いました。

(雪村教育長)

これがないと、過去形ばかりになりますよね。

(梶木委員)

やはり点検・評価をして、PDCAで回していくということなので、これがすごくいいと思いました。

(雪村教育長)

誰もが、「じゃあどうしていくのか」と聞きたいですよ。

(森本委員)

感想ですけれども、こういう報告書を見ると、神戸市はやはりきちんとしているとわかりますね。特徴が何かと言われますけれども、網羅的とも言われますが全ての面にわたってやはり丁寧です。きちんとしているという感じはわかります。もう一度じっくり読みたいと思います。

それから、教育委員の活動についても、教育長も含めてふだんからいろんなところに向いて、特にホームページのコメントには苦労しますけれども、ああいうふうに、よく見ていく必要があるということと、そういう機会を捉えて足を運ぶことが大事だと思います。その結果がこうまとまってくるわけです。何もせず会議だけであれば、本当に無味乾燥になってしまいます。ありがたい機会をもらったと思います。

(豊永総務課長)

ありがとうございます。

(雪村教育長)

確認されたいこととか意見等ありませんでしょうか。

よろしければ、この点検・評価の件、承認いただくということによろしいですか。

(4名の賛成により可決)

(雪村教育長)

続いて、高等学校の人事の件について説明をお願いします。

教第19号議案 教職員の人事に関する件

(松下教職員人事担当課長)

校園長の人事について、神港橋高校の関係の人事発令を9月1日付で行いたいと思っています。

資料1ページ、現任校園名というところですがけれども、神港橋高校と神港高校の校長として山下校長を配置しています。また、兵庫商業高校の校長と学校計画課の首席指導主事として中村首席をお願いしています。これを今、兵庫商業は鈴蘭台にありますけれども、2学期から兵庫にある神港橋高校の場所に3校が統合されますので、校長1人に兼務させて、統一する発令を9月1日付でやりたいと思っています。

3校の校長として山下校長にやっていただいて、中村校長については学校計画課の首席指導主事に専念をしていただくという形になります。

参考として4月の人事異動でそれぞれの学校園の校長、教頭並びに学校計画課の首席指導主事がどのような配置になっていたのか資料をつけています。

現在は、校長として山下校長が神港橋高校と神港高校を兼務する。それから中村校長が兵庫商業の校長と学校計画課の首席指導主事を兼務する形になっています。

また、教頭級は神港橋高校の教頭として川畑教頭、蔵本教頭の2名の教頭を配置し、神港高校の教頭として今池教頭、兵庫商業の教頭として武藤教頭、この4名を教頭として発令しています。9月1日以降もこの4名の体制は続けます。校長については3校の校長として山下校長に発令したいと考えています。

審議をお願いします。

(雪村教育長)

この件について、御質問等がありますか。
それでは、9月1日付でこのような発令をしてよろしいですか。

(4名の賛成により可決)

(雪村教育長)

ありがとうございます。

そうしたら、以上で教育委員会会議は閉会します。

閉会 : 午後4時7分